

茨城県立視覚障害者福祉センター
及び 茨城県立点字図書館
指定管理者募集要項

茨城県福祉部障害福祉課

目 次

1	管理運営の基本方針	1
2	施設の概要	2
3	指定管理者が行う業務	2
4	管理の基準	2
5	指定管理者と県における責任分担	4
6	指定管理者の指定期間	4
7	利用料金収入	4
8	指定管理業務に係る経費	4
9	応募者の資格要件	5
10	申請書類	5
11	スケジュール	6
12	応募の手続	7
13	指定管理者の指定	8
14	指定管理者指定後の手続等	8
15	指定管理者の指定の取消し等の措置について	9
16	指定管理業務の引継について	10
17	問い合わせ先	10

茨城県立視覚障害者福祉センター及び茨城県立点字図書館の指定管理者募集要項

茨城県では、茨城県立視覚障害者福祉センター及び茨城県立点字図書館の管理について効果的・効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び社会福祉施設等に関する設置及び管理に関する条例（昭和39年茨城県条例第10号、以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集いたします。

1 管理運営の基本方針

(1) 施設の設置目的・性格

茨城県立視覚障害者福祉センター及び茨城県立点字図書館は、いずれも身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条に規定される無料又は低額な料金で視覚障害者に情報提供等を行う視覚障害者情報提供施設です。

茨城県立視覚障害者福祉センターは視覚障害者に対する相談業務及び生活訓練業務等を、茨城県立点字図書館は点字図書・録音図書の製作及び貸し出し、点訳・音訳奉仕員の育成指導を行うことを主な目的としています。

ただし、両施設とも同一施設にあり、お互いに相互補完して役割を担い密接不可分なため、指定管理者の公募にあたっては、茨城県立視覚障害者福祉センター及び茨城県立点字図書館(以下「本施設」という。)を一括して公募することとします。

(2) 施設の役割

本施設の役割は、視覚障害者の自立・社会参加を促進するため次に掲げる業務等を行うことです。

- ① 点字図書・録音図書の作成及び貸し出し
- ② 点訳・音訳奉仕員の育成指導
- ③ 点字即時情報ネットワーク事業
- ④ 点字広報等発行業務
- ⑤ 盲人生活訓練等事業
- ⑥ 中途失明者生活訓練業務
- ⑦ 視覚障害者相談業務

(3) 施設の利用者

本施設は視覚障害者とその付き添い者及び点訳奉仕員等社会福祉関係者が利用することを原則としています。

ただし、施設定員に余裕がある場合は、一般の方も利用することができます。

2 施設の概要

- (1) 名称 茨城県立視覚障害者福祉センター
茨城県立点字図書館
- (2) 所在地 茨城県水戸市袴塚1丁目4番64号
- (3) 施設の設置目的 「1 (1) 施設の設置目的・性格」を参照してください。
- (4) 設置日 昭和48年4月
- (5) 設置根拠 条例
- (6) 施設の概要等
 - ① 構造 鉄筋コンクリート造 2階建
 - ② 延床面積 501.66㎡
 - ③ 建設時期 昭和48年4月

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、管理運営の基本方針を踏まえ、条例第7条に定める以下の業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。

なお、詳細については、別添「業務仕様書」を参考としてください。

- (1) 本施設の維持管理に関すること。
- (2) 「1 (2) 施設の役割」に掲げる業務
- (3) その他知事が定める業務

＊ 詳細については、現地説明会において説明します。

4 管理の基準

条例第11条に定める管理の基準に基づき、運営することといたします。

- (1) 開館日等
開館時間 午前9時から午後5時まで
休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月28日～1月4日
＊ 知事が必要と認める場合は、変更になる場合があります。
- (2) 利用料金の設定
本施設の宿泊室に係る利用料金は、条例に定める額の範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て決定することとし、料金の算定方法や納入の詳細については、別途定める必要があります。
なお、本施設は宿泊室の利用以外は、すべて無料とされています。
- (3) 利用料金の減免
条例及び茨城県視覚障害者福祉センター管理規則（昭和48年規則17号）の規定に基づき、指定管理者は利用料金の減免を行うことができます。
- (4) 関係法令等の遵守
業務の遂行に当たっては、次に掲げる指定管理業務遂行に関連する法令等を遵守してください。

- ア 地方自治法
- イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ウ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法
- エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）電気事業法（昭和39年法律第170号）等の施設・設備の維持管理保全関係法令
- オ その他指定管理業務遂行に関連する法令等
- (5) 平等かつ適切なサービスの提供
利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行う必要があります。
- (6) 適切な施設の維持管理
本施設の維持管理を適切に行う必要があります。
- (7) 適切な個人情報の取扱い
指定管理者は、指定管理業務を通じて取得した個人情報について、その取扱いに十分留意し、保護を図るために、別途締結する協定において必要な措置を講じることとします。
なお、正当な理由のない個人情報の漏えい等については、茨城県個人情報の保護に関する条例に基づく罰則が適用される場合があります。
- (8) 事業計画書及び収支計画書の提出
毎年度2月末までに、次年度の事業計画及び収支計画書について、県と調整のうえ作成し、提出してください。
- (9) 事業実績報告書
毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業実績報告書を提出してください。
- (10) 業務の一括委託の禁止
指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、「1（2）施設の役割」に掲げる業務を除く業務の一部については、県と協議のうえ委託することができます。
- (11) 守秘義務
指定管理者は指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定期間が終了した後も同様とします。
- (12) 情報公開
指定管理者は、指定管理業務を通じて作成、取得した情報について、開示や提供の申出があった場合には、これに応えるために情報公開規程の整備や、情報提供施策の充実などに努めることとします。
- (13) 環境への配慮
指定管理者は、環境関連法令を遵守して指定管理業務を実施する必要があります。
特に、省資源、省エネルギー推進のため、電気やガソリン、紙類等の使用量削減に向けた具体的な目標を設定するなど、積極的な取り組みを行っていただきます。

また、廃棄物の排出抑制やグリーン購入の推進、化学物質等の適正管理、施設周辺の生態系の保全等、環境に配慮した取り組みに努めることとします。

(14) 評価の実施

指定管理者は、事業報告書の作成・報告、利用者満足度調査の実施、苦情・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、管理運営に関する自己評価を定期的の実施し、県に報告することとします。

(15) その他

管理の基準に関する細目は、仕様書で定めるものの他、別途、県と指定管理者の間で締結する協定で定めることとします。

5 指定管理者と県における責任分担

指定管理者と県の責任分担は、別表のとおりとします。

ただし、別表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者が県と協議して決めることとします。

6 指定管理者の指定期間

指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で予定しています。この期間は、議会議決後、正式な指定期間となります。

7 利用料金収入

利用者が施設の利用等のために納入した利用料金は指定管理者の収入となります。

なお、この利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めることとなります。

8 指定管理者の業務に係る経費

本施設の管理に係る全ての経費は、県が支払う管理経費（以下「指定管理料」という。）及び利用料金をもって充てることとします。

(1) 指定管理料の限度額

指定管理料の額は、年額51,688千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、毎年度、一定額の削減に努めることとし、5年間で258,440千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

(2) 経費に関する協議

指定管理業務に要する経費については、各年度ごとに指定管理者から提出される収支計画書を踏まえ、県と指定管理者の間で協議し、毎年度の年度協定において定めます。

(3) 経費の支払い

県は、指定管理業務に要する経費から利用料金及びその他の収入（※その他の収入の内訳を例示する。）を差し引いた額を、指定管理業務の対価（以下「指定管理料」という。）として、各年

度の予算の範囲内で、指定管理者に支払います。

ただし、指定期間中に賃金水準及び物価等の変動があった場合は、県において、賃金水準や物価等の変動を反映するための指標を基に指定管理料の見直しの上限額を算定し、その範囲内で、当該年度及び翌年度における指定管理料の増減を行います。詳細は、別添「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き」を御参照ください。

また、上記以外の場合においても、県又は指定管理者は、物価等の変動等により、当初年度協定において定めた指定管理料が不適当となったと認めたときは、指定管理料の変更を申し出ることができるものとし、変更の可否や変更後の金額等については、県と指定管理者の協議により定めるものとします。

なお、過去3ヵ年の本施設に係る利用料（使用料）収入及び指定管理料については、別添資料を参照してください。

（４） 指定管理料の精算

指定管理者が上記４の管理の基準、県が承認した毎年度の事業計画書及び収支計画書における業務内容や業務目標等に従い、確実に指定管理業務を実施した場合において、利用料金収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

ただし、人件費及び修繕・改築等の費用については、当初の見込み額に残金が生じた場合は返還を求めます。

また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

９ 応募者の資格要件

- （１） 応募者の資格は、茨城県内に拠点となる事務所（緊急時に、迅速かつ適切な対応を行うことができる体制を有する者であること。）を置く法人その他の団体であって、次のいずれにも該当しない者としします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けている者

ウ 茨城県から指名停止の措置を受けている者

エ 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者

カ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者。

（ア）暴力団員が事業主又は役員となっている者

（イ）暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している者

（ウ）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

- (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 複数の法人その他の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）
構成法人又は団体の中から、代表法人又は団体を定めて下さい。この場合、代表法人又は団体は、茨城県内に事務所（上記（１）の事務所）を置く法人その他の団体であって、グループにおける責任割合が最大であることが条件となります。

なお、単独で応募した法人その他の団体が他のグループ応募に係るグループの構成員となること及びグループ応募に係るグループの構成員が他のグループ応募に係るグループの構成員になることはできません。

10 申請書類

応募に係る申請書類は次のとおりです。

【申請書類】

- (1) 指定管理者指定申請書（様式１）
- (2) 事業計画書（様式２）
- (3) 収支計画書（様式３）
- (4) その他の添付書類
 - ① 団体の概要に関する書類（様式４）
 - ② 定款、寄付行為その他これらに準ずる書面
 - ③ 法人にあっては登記事項証明書（１ヶ月以内に取得したもの）
 - ④ 前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面
 - ⑤ 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
 - ⑥ 役員の名簿及び履歴書
 - ⑦ 県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書（茨城県に納税義務がある者に限る。）
 - ⑧ 税務署が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（茨城県に納税義務がない者に限る。）
 - ⑨ その他、知事が特に必要と認める書類

【グループ応募の場合】

(1) から (3) のほか、グループ内における各団体の役割、責任分担に関する事項（任意様式）を添付してください。

また、構成団体ごとに (4) の書類を添付して下さい。

【提出部数】

正本1部、副本15部

【留意事項】

- ・ 必要に応じ追加資料をお願いすることがあります。
- ・ 提出された書類については変更することができません。
- ・ 提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は失格とします。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ・ 応募に関する費用は、すべて応募者の負担となります。
- ・ 応募者は、当該応募について選定委員（13（1）参照）との接触を禁止します。
選定委員との接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。
- ・ 選定結果として申請者名、審査結果の概要等の公開をする場合があります。また、提出された申請書類等は、茨城県情報公開条例又は個人情報保護法に基づく請求があった場合、開示される場合があります。

1.1 スケジュール

（1） 募集

- | | |
|------------|---------------------------|
| ① 募集要項配布 | 令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火） |
| ② 募集に関する質問 | 令和7年9月1日（月）～令和7年9月22日（月） |
| ③ 現地説明会 | 令和7年9月26日（金） |
| ④ 申請書類の受付 | 令和7年9月16日（火）～令和7年9月30日（火） |

（2） 選定

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 第一次審査（書類審査）結果 | 令和7年10月中旬 |
| ② 第二次審査（プレゼンテーション） | 令和7年10月下旬 |
| （3） 指定管理者の候補者決定 | 令和7年11月中旬 |
| （4） 議会の議決 | 令和7年12月中旬（予定） |
| （5） 指定管理者の指定の告示 | 議会の議決後速やかに行います。 |
| （6） 協定の締結 | 当該予算に係る議会の議決後速やかに行います。 |
| （7） 指定管理業務の開始 | 令和8年4月1日 |

1.2 応募の手続

（1） 募集要項等の配布

- 【配布期間】 令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- 【配布窓口】 茨城県福祉部障害福祉課（茨城県庁13F）
茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029(301)3363

*県のホームページからダウンロードもできます。

ホームページアドレス

<http://www.pref.ibaraki.jp/kurasu/fukushi-kosodate/shogaisha/index.html>

(2) 募集に関する質問

募集に関する質問は、質問書(様式5)により行って下さい。提出方法は郵送、FAX、Eメールとします。なお、電話及び口頭による質問は受け付けておりません。

なお、質問に対する回答は、現地説明会にて行います。

(3) 現地説明会

応募者は可能な限り現地説明会に出席して下さい。その場合、令和7年9月19日(金)までに参加申込書(様式6)を提出して下さい。提出方法は郵送、ファックス、メールとします。

【開催日時】 令和7年9月26日(金) 午前10時から

【開催場所】 茨城県立視覚障害者福祉センター(茨城県立点字図書館)
茨城県水戸市袴塚1丁目4番64号

TEL 029(221)0098

(4) 申請書の受付

【提出方法】 申請書類は持参又は郵送とします。

【提出場所】 茨城県福祉部障害福祉課(県庁舎13F)
茨城県水戸市笠原町978番6
TEL 029(301)3363

【受付期間】 令和7年9月16日(火)から令和7年9月30日(火)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

1.3 指定管理者の指定

条例第9条の規定に基づき、下記の選定基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

(1) 指定管理者の候補者の選定は、茨城県福祉部障害福祉課が設置する指定管理者選定委員会において、次の選定基準により行います。

① 指定管理業務の実施に係る計画書(以下「計画書」という。)において、本施設の運営が県民の平等利用が確保できるものであること。

- ・ 県民の平等な利用が確保されているか。
- ・ 利用者本位のサービスが提供されているか。

② 計画書の内容が本施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

- ・ 本施設の設置目的や性格を十分に理解した計画の内容か。
- ・ 計画書の内容を適切に遂行できるか。

- ・ 適切な施設の維持管理が確保されているか。
- ③ 本施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - ・ 効率的な管理運営が行えるか。
- ④ 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
 - ・ 安定的な経営基盤を有しているか。
 - ・ 効果的・効率的な管理運営の体制か。
 - ・ 収支計画は妥当か。
 - ・ 本施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。
 - ・ 指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。

(本施設においては、常勤のセンター長（館長）、司書、点字指導員、音声訳指導員及び録音指導員を常勤で配置する必要があります。また、視覚障害者に係る生活訓練指導員の養成課程の修了者を常時配置しておく必要があります。)

 - ・ 適切に個人情報管理ができるか。
- (2) 審査は、提出された事業計画書等により一次審査（書類審査）を行った後、通過者について二次審査（プレゼンテーション）を行います。一次審査の結果は、令和7年10月中旬頃までに文書で通知します。
- (3) 審査結果の通知は、令和7年11月中旬頃、一次審査の通過者に対し文書で通知します。

1.4 指定管理者指定後の手続等

(1) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後（令和7年12月中下旬頃）に、県と指定管理者は、指定管理業務の細目等について協議のうえ、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」及び年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに締結する「年度協定」を締結します。

なお、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議することとします。

(2) 協定書の主な内容

【基本協定の主な内容】

- ① 業務に関する基本的事項（施設の概要、指定管理業務、指定期間等）
- ② 遵守事項
- ③ 指定管理料に関する事項
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 管理業務に係るリスク分担に係る事項
- ⑥ 実施計画書の提出に関する事項
- ⑦ 事業報告書の提出及びその他報告事項に関する事項
- ⑧ 秘密の保持、個人情報の保護に関する事項
- ⑨ 管理業務の継続が困難となった場合の措置等

- ⑩ 指定の取消し等に関する事項
- ⑪ 損害賠償に関する事項
- ⑫ 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- ⑬ 権利譲渡等の制限に関する事項
- ⑭ 留意事項及び協議事項に関する事項
- ⑮ その他

【年度協定の主な内容】

- ① 管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料の額に関する事項
- ③ その他

1 5 指定管理者の取消し等の措置について

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続又は開始することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

【指定管理者の責めに帰すべき事由】

- ① 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。
- ② 指定管理者が遵守すべき法令等に違反したとき。
- ③ 計画書に沿った管理を怠り、管理上重大な支障が生じたとき。
- ④ 指定管理者が財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき。
- ⑤ 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ⑥ その他指定管理者による業務の継続が困難となったとき又はその恐れが生じたとき。

- (2) 指定が取り消された場合の賠償等

上記 1 5 (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、県が被った損害を補償しなければなりません。

- (3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続性が困難となった場合、県と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、県が指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとします。

1 6 指定管理業務の引継について

指定期間の終了又は指定の取消しにより、次期指定管理者に指定管理業務を引き継ぐ場合は、業務が円滑に引き継がれるよう協力していただきます。

1.7 問い合わせ先

茨城県福祉部障害福祉課自立支援グループ

住 所：茨城県水戸市笠原町978番6（〒310-8555）

電 話：029（301）3363

F A X：029（301）3370

E メール：shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp

県ホームページアドレス：

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/shofuku/index.html>

(別表)

指定管理者と県における責任分担

		指定管理者	茨城県
施設（設備、備品等を含む）の維持管理		○	
安全衛生管理		○	
個人情報の保護・管理		○	
事故、災害等による施設の原状回復		○ (責めに帰すべき事由であるとき)	○
施設利用者の被災に対する責任		○ (責めに帰すべき事由であるとき)	○
県有施設の火災保険の加入			○
利用者に係る保険（施設賠償責任保険）の加入		○	
包括的な管理責任			○
施設の修繕・改築等の実施			
(1) 施設	見積額 3 5 万円未満の修繕・改築	○	
	上記以外	指定管理者と県において協議のうえ決定します。	
(2) 設備	見積額 3 5 万円未満の修繕	○	
	上記以外	指定管理者と県において協議のうえ決定します。	
(3) 備品	見積額 3 5 万円未満の修繕・更新	○	
	上記以外	指定管理者と県において協議のうえ決定します。	

* 上記にかかわらず、指定管理者の責めに帰すべき事由（故意・過失・怠慢等）により生じたものについては、指定管理者の責任（負担）となります。

(別添資料)

1 過去3カ年の施設使用料収入実績

(単位：円)

年度・月	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	0	0	0
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	0	0	0
11月	0	0	0
12月	0	0	0
1月	0	0	0
2月	0	0	0
3月	0	0	0
計	0	0	0

2 過去3ヵ年の県指定管理料支出額

(1) 指定管理料総額

(単位 円)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料総額	46,703,000	46,703,000	46,703,000

(2) 指定管理料内訳

① 施設管理委託料

施設管理業務、点字図書等の作成、貸出し業務等

(単位 円)

経費区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費 常勤職員6名		31,296,637	32,716,132	34,567,872
	旅費	—	—	33,588
	消耗品費	266,091	139,466	352,361
	燃料費	280,170	—	—
	印刷製本費	7,803	11,806	7,675
	光熱水費	832,820	825,359	959,361
	修繕費	637,537	1,107,920	430,206
	通信運搬費	210,029	250,156	200,540
	手数料	132,440	138,820	142,835
	保険料	139,770	119,310	103,192
	委託料	507,823	537,416	546,216
	使用料及び賃借料	246,620	264,704	246,884
	負担金、補助及び交付金	129,000	151,500	151,500
	公課費	16,400	—	16,600
	備品購入費		283,800	
	事業費計	3,406,503	3,830,257	3,190,958
合 計		34,703,140	36,546,389	37,758,830

② 点字・声の広報等発行事業

(単位：円)

経費区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
報償費	163,000	189,000	189,000
賃金	2,202,353	2,160,644	2,261,505
消耗品費	1,463,141	1,498,285	1,420,097
通信運搬費	143,421	152,967	108,745
印刷製本費	84,691	44,778	48,894
手数料	0	—	—
使用料及び賃借料	835,848	839,280	861,300
合 計	4,892,454	4,884,954	4,889,541

③ 点字による即時情報ネットワーク事業

(単位：円)

経費区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
賃金	1,962,506	2,052,331	2,063,176
消耗品費	441,641	334,456	301,584
印刷製本費	2,068	4,070	6,336
通信運搬費	99,251	102,945	110,352
使用料及び賃借料	0	—	—
合 計	2,505,466	2,493,802	2,481,448

④ 盲人生活訓練等事業

(単位：円)

経費区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
報償費	79,812	99,756	185,660
旅費	7,934	984	224
印刷製本費	25,610	28,961	35,732
消耗品費	72,054	203,483	230,443
使用料及び賃貸料		18,070	800
手数料		—	—
保険料		—	—
合 計	185,410	351,254	452,859

⑤ 点訳・朗読奉仕員養成事業

(単位：円)

経費区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
報償費	1,408,000	1,412,000	1,508,000
旅費	84,372	59,442	60,790
消耗品費	62,504	6,730	34,650
印刷製本費	20,864	19,074	—
使用料及び賃借料	—	—	—
合 計	1,575,740	1,497,246	1,603,440

⑥ 中途失明者生活訓練事業委託

(単位：円)

経費区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
旅費	64,768	11,256	39,850
燃料費		115,222	110,843
通信運搬費	16,680	16,800	16,940
保険料	-	8,901	10,750
使用料及び賃借料	207,710	261,460	189,460
消耗品費	32,329	94,800	19,070
印刷製本費			1,760
合 計	406,641	508,439	388,673

(様式1)

茨城県立視覚障害者福祉センター及び茨城県立点字図書館
指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者の氏名 印
電話番号

茨城県立視覚障害者福祉センター及び茨城県立点字図書館の指定管理者の指定を受けたいので、社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例第8条の規定により申請します。

添付書面

- 1 事業計画書（様式2）
- 2 収支計画書（様式3、3の2）
- 3 団体の概要に関する書類（様式4）
- 4 定款、寄付行為その他これらに準ずる書面
- 5 法人にあつては、登記事項証明書
- 6 前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面
- 7 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
- 8 役員の名簿及び履歴書
- 9 県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書（茨城県に納税義務がある者に限る。）
- 10 税務署が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（茨城県に納税義務がない者に限る。）
- 11 その他知事が特に必要と認める書面

(様式2)

様式は任意としますが、次の事項について計画書を作成してください。

1 本施設の人員配置について

従事（予定者）氏名、担当業務等を具体的に記入してください。

2 募集要項1（2）施設の役割に掲げる事業それぞれについて、実施計画書を作成してください。

- ・実施予定時期、実施予定場所
- ・実施方法
- ・実施要項等があれば添付願います。

3 募集要項1（2）施設の役割に掲げる事業以外の事業を予定している場合は、上記2にならって計画書を作成してください。

4 施設の維持管理計画について年間計画を作成してください。

(様式3)

収支計画書

令和○年度の収支計画書

【収入の部】

(単位：千円)

区分	金額	積算内訳
委託料		
利用料金		
(事業収入)		
(その他収入)		
収入合計		

【支出の部】

区分	金額	積算内訳
人件費		
維持管理費		
○○○事業費		
支出合計		

- * 指定期間の収支計画書を年度別に作成してください。
- * 区分の内訳は例示です。適宜、追加・修正して下さい。

(様式3の2)

収支計画書（令和8年度から令和12年度）

(単位：千円)

		R8	R9	R10	R11	R12	増減理由
収入項目	管理運営委託料						
	利用料金収入						
							
収入合計							
支出項目	人件費						
	設備管理費						
							
							
支出合計							

- * 令和8年度～令和12年度における各年度の収支予算を主な収入支出項目に区分して示すこと。
- * 消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

(様式4)

団体の概要に関する書類

ふりがな 団体の名称				
代表者名				
団体の所在地	〒			
	電話番号		FAX	
申請団体の名称 (グループ応募の場合)			☐ 代表団体 ☐ 構成団体 (いずれかに○)	
設立年月日				
沿革				
資本金又は基本財産				
従業員数				
類似施設(業務)の 運営実績				
免許、登録				
応募に関する担当者当	役職・氏名		所 属	
	電話番号		FAX	

*会社概要等がある場合は添付してください。

*欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

(様式5)

指定管理者指定申請に係る質問書

茨城県福祉部障害福祉課
住 所：茨城県水戸市笠原町978番6
FAX：029（301）3370
Eメール：shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp

令和 年 月 日

団体の名称			
質問者	役職・氏名		所属
	連絡先	*電話、FAX、Eメールアドレス等を記載	
質問内容			

(様式6)

指定管理者現地説明会参加申込書

茨城県福祉部障害福祉課

住 所：茨城県水戸市笠原町978番6

FAX：029（301）3370

Eメール：shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp

令和 年 月 日

次のとおり、令和7年9月26日（金）開催の現地説明会への参加を申し込みます。

団体の名称				
団体の所在地				
参加者（1団体 2名以内）	役職 ・ 氏名		所 属	
			電話番号	
	役職 ・ 氏名		所 属	
			電話番号	
*グループ応募 の場合	いずれかに○ ☐ 代表団体 ☐ 構成団体			
	申請団体の名称			